

## 東京電力株式会社の電気料金値上げ方針に反対する意見書

未曾有の大惨事となった平成 23 年 3 月 11 日の「東日本大震災」は、被災地域を中心に日本国全体に計り知れない甚大な被害を及ぼし、精神的にも経済的にも大変厳しい状況が続いております。

東京電力株式会社は、「現在の状態が継続すれば遠からず燃料調達に支障を来し、電気  
の安定供給に重大な影響を及ぼしかねず」として、企業向けの電気料金を本年 4 月から  
平均で約 17% の値上げを実施し、更に個人向けの家庭や商店、事務所などの低圧の電  
気料金の値上げを国に申請しているところです。

円高・デフレの情勢下、企業・団体は必死で経営努力をしているにもかかわらず、東  
京電力は自ら徹底した経営合理化を行うこともなく、料金値上げは権利であるとして利  
用者に責任を負わせる姿勢は断じて許すことはできません。

伊豆市並びに伊豆地域においては、大震災による直接の被害は免れたものの、およそ  
50 万人の宿泊キャンセルに加え、大震災の影響による全国的な旅行消費の自粛に伴う国  
内観光客及び訪日外国人観光客の減少、東京電力福島原子力発電所事故による計画停電  
で、各種企業への営業被害、さらには、その後の放射能問題による風評被害など、観光  
関連及び農商工関連業界にとって大きな痛手となり、未だその影響が続いております。

このような状況の中、東京電力の電気料金値上げの申請（一部実施）は、市民生活は  
もとより、精一杯の経営努力をしながら企業の維持に努めている中小零細企業に深刻な  
影響を与えることは明白です。

よって、本市議会は政府に対し、東京電力株式会社の企業向け電気料金値上げ認可の  
取り消しするよう、個人向け電気料金の値上げに対しては、認可しないよう強く求める  
ものであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年 6 月 27 日

伊 豆 市 議 会

提出先

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

経済産業大臣 枝野 幸男 殿